

第4次 御嵩町地域福祉計画

令和6年3月

はじめに

御嵩町では、平成20年度に第1次御嵩町地域福祉計画を策定後、5年次毎に計画を更新し、社会動向の変化や様々な福祉課題に対応してまいりました。

これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのもののや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことから、国において、重層的支援体制整備事業が創設されるなど、地域社会における福祉課題はますます多様化・複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域活動やイベントなどの開催制限などにより、人と人とのつながりがより希薄化し、孤立の深まりなどが懸念されるようになりました。

こうした、新たな課題を含め、地域福祉における様々な課題は、住民、事業者、行政が相互に協力して取り組まなければ解決することが出来ません。

今回、第4次御嵩町地域福祉計画を策定するにあたっては、「重層的支援体制の構築」といった、新たな課題に対応していくことをはじめ、第3次計画期間中に解決できなかった課題についても引き続き取り組んでいくこととしました。

基本理念に掲げた「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまちみたけ」のもと、多様な主体が協働し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たってご尽力いただきました策定委員の皆様、様々なご意見・ご提言を頂いた住民の皆様、並びに関係各位に心から感謝申し上げます。



令和6年3月

御嵩町長 渡辺 幸伸

目 次

第1章 計画の概要

1	これまでの経緯と計画策定の背景.....	1
2	計画の性格.....	3
3	計画の策定手法.....	5

第2章 御嵩町の現状

1	人口の現状.....	6
2	世帯の状況.....	8
3	障がいのある人の状況.....	10
4	要支援・要介護認定者の状況.....	11
5	生活困窮者の状況.....	12

第3章 第3次計画の評価

I	取組の進捗状況.....	13
1	分野を超えてつながる.....	13
2	誰もが自分のことのように考え方行動する.....	18
3	誰もが安心できるつどいの場をつくる.....	23
4	柔軟なサービスのしくみをつくる.....	25
II	アンケート結果に見る重点課題の評価.....	30

第4章 重点課題

1	人づくりに関すること.....	34
2	サービスのしくみづくりに関すること.....	34
3	地域を支える拠点や支援のしくみづくりに関すること.....	35

第5章 計画の基本的な考え方

1	基本理念.....	36
2	基本目標.....	37
3	施策の展開.....	38

第6章 基本計画

1	地域づくりに参加する人づくり.....	39
---	---------------------	----

2	これまでの形にとらわれないサービスのしくみづくり.....	44
3	地域を支える拠点づくり.....	48
4	包括的支援のしくみづくり.....	51

第7章 重層的支援体制整備事業計画

1	重層的支援体制整備事業の実施.....	57
2	重層的支援体制整備事業の推進体制.....	58

第8章 その他関連する計画

1	成年後見制度利用促進基本計画.....	59
2	再犯防止推進計画.....	61

第9章 計画の推進

1	計画の推進体制.....	62
2	計画の進行管理.....	63
3	計画の周知.....	63

※「障がい」「障害」の表記について

本計画の中で当該表記については、「害」という漢字に有する否定的なイメージに配慮し、人権の尊重の理念に基づき、「差別」や「不快」な感情を持つ方々の気持ちを尊重し、加えてノーマライゼーション社会の実現と意識醸成を図ることを基本スタンスとし、法令や法令上の規定、固有名詞などを除き、「障害」を「障がい」と表記することとしています。

第1章 計画の概要

1 これまでの経緯と計画策定の背景

(1) 第4次御嵩町地域福祉計画までの経緯

<地域福祉計画の法定化>

○平成12年6月に社会福祉事業法の大幅な改正が行われ、名称も社会福祉法に改められました。この法律は、社会福祉制度を従来のような限られた者に対する保護・救済にとどまるのではなく、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが地域で安心した生活が送れるよう自立を支援する制度へ変えていくこうとするものです。この中で、地域福祉（地域社会を基盤とした福祉）の推進が明確に位置づけられ、地域福祉計画に関する規定が設けされました。



<第1次計画>

○地域福祉計画の法定化を受けて、御嵩町では第1次の御嵩町地域福祉計画を平成20年度に策定しました。第1次計画は「ふれあい 支えあいによる 安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ、次の基本目標に沿って施策を進めました。

- ① 町民の地域福祉活動への積極的な参加を図るために
- ② 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくるために
- ③ 誰もが利用しやすい保健福祉サービスを充実していくために
- ④ 地域で安心して暮らせるまちづくりのために



<第2次計画>

○平成25年度には、第1次計画が最終年度を迎えたため、町民アンケート、団体ヒアリング、地区懇談会により、重点課題を明確にしながら第2次計画を策定しました。第2次計画では、住民の主体的な取組を行政、社会福祉協議会、事業所などが支援することにより、地域の支え合いが円滑に行われることを目指し、「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ」を基本理念として掲げ、次の基本目標に沿って取組を進めました。

- ① 地域を担う人づくり
- ② 地域を支えるふれあいの拠点と連携のしくみづくり
- ③ 地域を見守る支え合いのしくみづくり
- ④ 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり



<第3次計画>

○平成30年度には、第2次計画が最終年度を迎えたため、町民アンケート、団体ヒアリング、住民懇談会により、重点課題を明確にしながら第3次計画を策定しました。第3次計画では、国が示した地域共生社会のキーワード「我が事・丸ごと地域づくり」の考え方を基に本庁の実情に合った地域づくりを進め、「ともに生き、ともにつくる安心とふれあいのあるまち みたけ」を基本理念に、次の基本目標に沿って取組を進めました。

- ① 分野を超えてつながる
- ② 誰もが自分のことのように考え行動する
- ③ 誰もが安心できるつどいの場をつくる
- ④ 柔軟なサービスのしくみをつくる

(2) 国の動向と第4次計画の策定

<重層的支援体制の構築>

○令和2年、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

また、第3次計画でも取り入れた「我が事・丸ごと地域づくり」については引き続き地域における住民主体の課題解決と包括的な相談支援体制の2点が示されています。



<第4次御嵩町地域福祉計画の策定>

○第3次計画は令和5年度に最終年度を迎えるため、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、今回、新たな第4次計画を策定しました。

2 計画の性格

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられています。

(2) 計画の法的な根拠等

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。同条で地域福祉の推進に関して定めるべき事項も例示されています。

◎社会福祉法（抄）

〔昭和26年法律第45号－最終改正：令和4年法律第76号〕

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

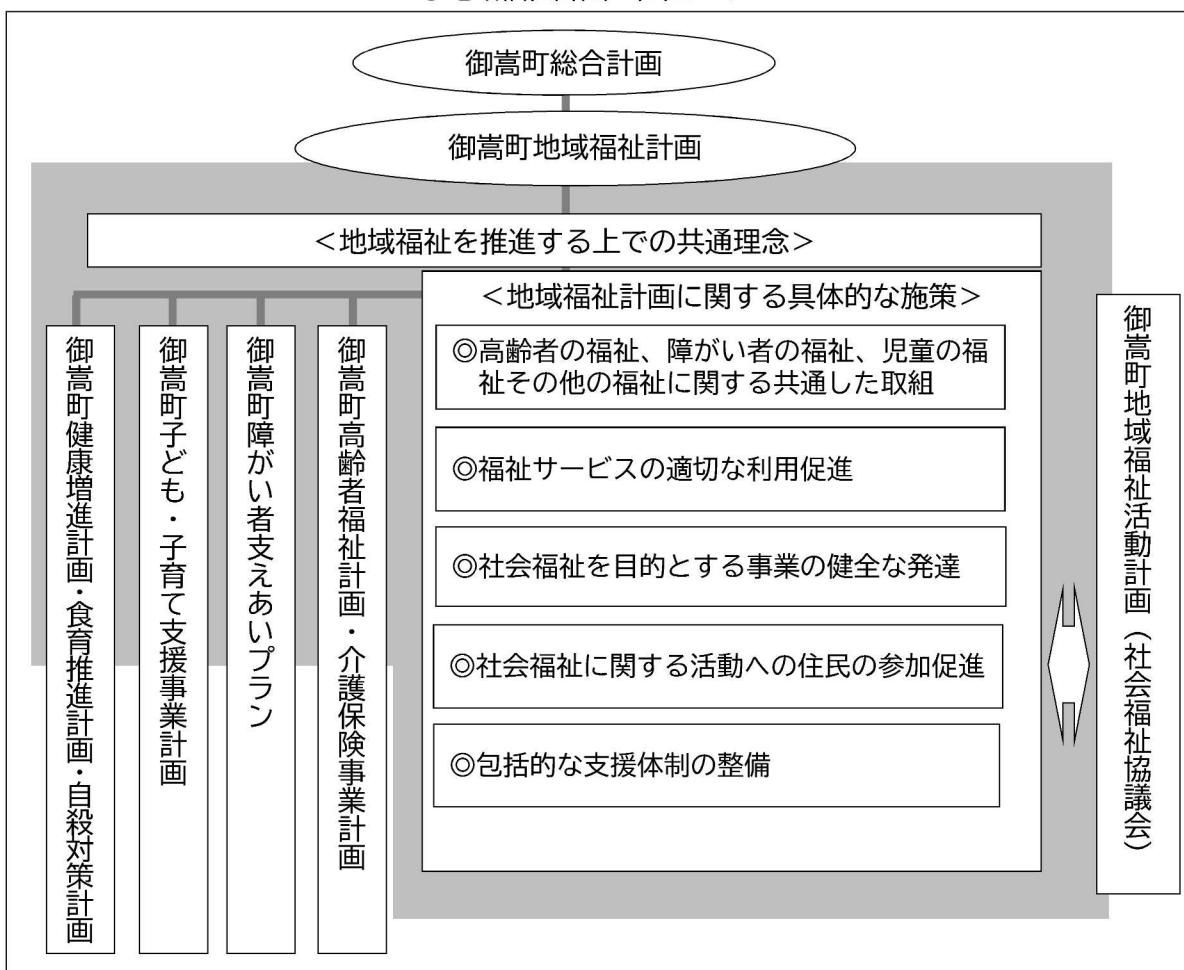
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

また、この計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含させます。

(3) 他計画との関連

この計画は、御嵩町総合計画を上位計画とし、御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、御嵩町障がい者支えあいプラン、御嵩町子ども・子育て支援事業計画など、町の福祉分野の計画との整合性を図りながら推進します。さらに、高齢者、子育て家庭、障がい者をすべて含むものが地域であり、地域福祉という視点からこれらの分野をつなぎ、包み込んだ計画になります。

●地域福祉計画の位置づけ



(4) 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度～令和10年度の5年間とします。

●計画期間

年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
御嵩町 地域福祉計画						第3次			第4次	

3 計画の策定手法

(1) 策定体制

地域福祉計画策定には、地域住民はもとより幅広くさまざまな分野からの意見を反映させる必要があります。そこで、福祉関係者、保健・医療関係者、識見を有する者、公募により選出された住民、その他町長が必要と認める者による御嵩町地域福祉計画等策定委員会を設置し、本計画の審議機関としました。

(2) 地域福祉に関する町民アンケートの実施

本計画策定のため、御嵩町民を対象に、福祉に対する意識、地域活動やボランティア活動への参加状況、住んでいる地域の課題などを聞きするアンケートを実施して、地域についての多様な考え方、ニーズなどを把握しました。

<調査方法、回収結果など>

○調査対象者：町内にお住いの18歳以上の町民1,000人を無作為に抽出

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○調査期間：令和4年10月～11月

○回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000	468	46.8%